

## 用語「風致協会」の生成とその伝播に関する研究

A Study on the birth and prevalence of the word 'Fuchi-Kyokai (Scenic District Association)'

中島 直人  
Naoto Nakajima

The purpose of this paper is to trace the development of the word 'Fuchi-Kyokai (Scenic District Association)'. In the latter half of 1920s, the new idea of preservation including both protection and development came to be advocated mainly by landscape architects. Before 1930s, the plan to establish organizations for preserving beautiful sceneries in scenic districts was generated from this new idea of preservation. In 1932, the first association based on this new idea was formed in Tokyo Pref. This association, different from other existing organizations on the point of the connection of scenic district, had new name 'Fuchi-Kyokai'. After then, the word 'Fuchi-Kyokai' spread and some associations named 'Fuchi-Kyokai' came to be organized in other prefectures.

Keywords: 風致協会, 風致地区, 保勝会, 東京府

*Scenic District Association, Scenic District, Organization for Preserving Beautiful Sceneries, Tokyo Prefecture,*

### 1. はじめに

1919年の都市計画法にて地域地区の一つとして制度化された戦前期の風致地区は、自然環境、歴史的環境の保全・育成に関する豊かな概念を含み、積極的な運用がなされた<sup>1)</sup>。中でも、東京府の各風致地区を単位として、地元関係者によって組織された風致協会の風致保全・育成の活動は、行政と民間との協働による都市計画の実践の先駆として高く評価されている<sup>1)~6)</sup>。風致協会は、我国の官僚主導の都市計画が、住民、市民をいかに意識し、いかなる関係構築を図ろうとしたかという論点において、都市計画史研究上、極めて興味深い事例なのである。

東京府の風致協会に関しては、文献4)は全国に先駆けての設立であったと指摘し、同時に他府県への風致協会の伝播を示唆している。また、「戦前はこの趣旨を受けて風致協会が各地で作られ風致の維持に大きな貢献をした<sup>5)</sup>」、「戦前の風致地区の特色はこの風致協会(保勝会、風致保存会等名称はいろいろであるが)の活躍にある<sup>6)</sup>と、東京府に限定せず、全国各地の風致地区に設立されたであろう風致協会にまで敷衍した評価も見られる。しかし、上記文献も含めて、こうした示唆、評価を行うのに必要な東京府の風致協会の構想の全体像の把握や、東京府以外で設立された風致協会や類似組織の具体事例の提示や、それらの包括的な整理はなされていない<sup>1)</sup>。

以上の研究の状況を鑑み、本研究では、戦前期の風致地区に設立された風致協会の全容の把握へ向けた第一の階梯として、限定的に「風致協会」という用語の成立と伝播に着目し、参考文献が示唆する風致協会の伝播の構図を用語面から確認、考察することを目的とする<sup>2)</sup>。

以下、用語「風致協会」とそれが含蓄する内容が生成する背景(二章)と過程(三章)そして「風致協会」の全国への伝播(四章)を、新たな知見として提示していく。

### 2. 背景としての風致地区における保勝会構想

#### (1) 保勝会の活動と1920年代後半の保勝理念

我国では、日清・日露の両戦争を経て、国民のナショナリズムが高揚しつつあった1900年前後の時期に、主として社寺境内ならびに建造物を対象に、史蹟の保存を担う民間活動が活発化した<sup>7)</sup>。このような活動の最初期の団体の一つで、1881年に京都で設立された保存運動団体は、「五畿及び江丹二国の名勝古墳を永遠に保存する<sup>7)</sup>(下線は筆者が加筆、以下同様)」という目的を掲げ、その文言を短縮する形で、会の名称を「保勝会」とした。以降これに倣い、保勝対象や地域名を冠して、「～保勝会」と名乗る団体が全国各地で設立されるようになった<sup>8)</sup>。

文献9)によれば、1920年代末までに保勝会の総数は150余りに達し、文献10)によれば、保勝対象は庭園、公園、史蹟、名勝、風致、天然記念物等への広がりを見せていた。しかし、その活動は、1919年制定の史蹟名勝天然記念物法を柱とする政府の保存事業の方針とは必ずしも合致していなかった。例えば1921年5月の内務省の各地方視学官会同では、「単に其地方繁栄の具に供するを目的として史蹟名勝等の地形を変更し旧来の工作物を移設又は改設し徒らに俗眼を眩惑して衆庶の来遊図らむとするが如き<sup>11)</sup>保勝会が多いとの指摘がなされ、史蹟名勝天然記念物保存法の精神に基く、現状維持の「保存」に専念させるよう保勝会を指導せよとの指示が出された。

表1 1920年代後半以降の造園家による保勝会評

論者	保勝会に対する評価
上原敬二 (東京高等造園学校校長)	「一般より見て合理的に又組織的に経営する技能に欠けている為にか十分なる利用に即したる保勝会の対列というものが無い」「未だかかる保勝会の規定に関して進歩したる程度に進んで我等を首肯するに足らしめるものないのは遺憾である」10)
田村剛(内務省職)	「風景地に保勝会なるものがあって、不完全ながらこれ(注:「風景地の経営」)に当るような事業をなしているものが多い」12)
北村徳太郎 (内務省技師)	「本邦に於ける大多数は充分なる研究せなきに拘らず第三項の事業(注:「郷土紹介と遊覧客旅客の増加を計る計画」施設)を盲目従って多く不良の結果を来し識者の排斥を招き寧ろ保勝会設立反対の意見を多くする」13)
吉村巖 (造園家)	「いまだに「何々保勝会」と称する各種のそれ等の団体内に於て、単に宣伝を事とし、地歩勢力の対照とし、おこがましくも其の施設の大綱を云々して、いたづらに景勝地の破壊を事とするに至っては、我々小輩に至るまで黙視するに忍びざるものをさえ見える」14)

そして1920年代後半には、新たに造園学の提唱者たちが保勝会の活動に厳しい評価を下すようになった。しかしその内容は、現状維持「保存」を絶対視する観点からの批判とは異なり、施設経営といった「利用」も是認し、寧ろその方面の研究の不十分さを問題とした(表1)。

このような問題設定は、保存運動ではなく「保存開発運動」<sup>10)</sup>の促進を目的に掲げ、1928年に設立された民間団体、日本保勝協会の趣旨にも共通していた。同協会の機関誌に掲載された文献9)では、単なる名勝保存ではない、利用しながら保護する、積極的、消極的の両様を有するといった新たな保勝理念が、説明されている。

つまり1920年代後半には「保存」と「利用」を両立させる新しい保勝理念が登場していた。造園家たちが保勝会に下した評価の背景には、この保勝理念を具現化する、従来のではない新しい保勝会への期待があった。

### (2)北村徳太郎による風致地区における保勝会の着想

一方、1919年に制度化されていた風致地区の指定、運用の方針は、1920年代後半になって漸く検討が始まったところであった<sup>3)</sup>。内務省技師の北村徳太郎は、我国で初めて、風致地区の指定、運用に関する論点の整理に着手し、1927年1月にその概論<sup>12)</sup>を発表した。その中で、風致地区に保勝会を設立することを提案した。

北村の着想は、保勝会における風致地区の意義と、風致地区における保勝会の意義の双方から、前者は保勝会の活動の多くが欠く法的根拠を付与する点、後者は風致地区の実効性を高めるための市民の自覚を促す点から、風致地区と保勝会とを結び付けたものであった。そして、この保勝会の事業として、風致維持という風致地区本来の目的に照らして、郷土の自然景観や歴史的景観の保護とそのための新設物の監督を基礎としつつ、適当な指導者の下で、積極的に利用化を計る美化運動、郷土紹介や遊覧客・旅客の増加を計る計画及び施設へ展開させることを提唱した。北村は、1920年代後半に登場していた、「保存」と「利用」を両立させた保勝理念に回答する保勝会を、風致地区運営において、想定していたのである。

更に北村は、慣例の「～保勝会」という名称を、「甚だしく消極的意義を有し将来する美化運動に合致せざる嫌ある」<sup>13)</sup>と忌避し、従来の保勝会と峻別する新しい名称の必要性を主張したのである。

### (3)風致地区における保勝会構想の生成

造園家たちの提唱する新しい保勝理念は、『都市公論』の1930年7月の「勝地計画号」での計画論に結実した。

この号で北村は、保勝理念の進展と保勝会の活動の進展とを明確に結び付けた。文献16)によれば、「手を触る可からず」から、「親しく接し愛護する」にまで保勝理念は進化してきており、記念物保存はもはや官庁や学者や技術者の問題ではなく、むしろ郷土の人々の手による郷土保育の問題となってきている、「此の心境に至って創めて保存も開発も平衡を持し平易な気持ちで完成される」というのが北村の状況認識であった。このような認識を背景に、主に都市近郊で、樹林から家屋までの幅広い対象を賠償なしに規制するという点から、風致地区は「絶対保存より都邑保護への漸層点」<sup>16)</sup>にある制度であると、「保存」に留まらない保勝理念の進展を論じ、従って風致地区には保勝会の設立が不可欠であるとしたのである。

この号では、他にも、山縣治郎も神奈川県風致開発策を論じる中で、「風致地区内等に於て地元民の団体よりなる保勝会又は協会等の組織」<sup>17)</sup>による各種施設経営に対する補助の必要性に言及した。また、1930年1月に指定された京都府の風致地区の運営に関して、関口勲は「民間に於て又は官民合同で風致保存に関する、特殊の機関を設立し風致に関する教育、運動、宣伝、各地保勝会の指導助成等所謂美化運動に努むると共に風致地区が単に消極的取締にのみ止るに對しかかる機関に依て積極的に風致増進の施設を勧奨するの必要があろう」<sup>18)</sup>とした。

以上のように従来の保勝会に対する問題意識、つまり「利用」面の研究・指導の不十分さの認識、「保存」と「利用」を両立させる保勝理念に基づく保勝会の構想は、北村によって風致地区における保勝会構想に敷衍され、それは賛同を得ていた。そして、こうした風致地区での保勝会構想の最初の実現事例として、次にみるように、東京府の風致協会が、北村の望んだ新名称として機能する用語「風致協会」の生成を伴い、設立されるのである。

## 3. 東京府における用語「風致協会」の生成

### (1) 東京府における風致地区指定と保勝会構想

風致地区は、1926年9月に明治神宮周辺が最初に指定された後、暫く次の指定が行われなかったが、1930年になって、京都府において鴨川、東山、北山周辺の地区(1月)が指定され、更に東京府の武蔵稜(5月)、東京府の郊外部の4地区(10月)が風致地区に指定された。

東京府の郊外部の風致地区指定に際しては、指定後の風致の維持、改善について相当の方法を講じることという希望事項が、わざわざ添付された<sup>19)</sup>。東京府は翌年度にはこの希望事項に対応する形で、1926年に制定されて

いた東京府風致地区規定の改正や、風致地区改善施設事業費の予算化に取り組み、風致地区での保勝会構想に関しても、1932年2月に都市計画東京地方委員会の西村輝一が初めて論説上で言及した。西村は「風致保存又は保勝会等」<sup>20)</sup>として、保勝会ではない新規の用語を示唆したものの、内容の説明はなく、「先例も少なからぬ」<sup>20)</sup>と既存の保勝会との区別を意識してはいなかった。

(2)東京府における用語「風致協会」の生成

東京府において風致地区での保勝会構想が具体化してくるのは、元復興局技師の水谷駿一が風致地区担当の技師として招聘されてからであった。水谷自身の回想によると、「昭和七年四月東京府に入り、最初風致地区に関する規程の運用と改善施設の施行に当たりたるも感ずる所ありて風致協会の設立に帆走」<sup>21)</sup>したのである。

水谷の論説<sup>22)</sup>で、風致地区は、その風致の維持のみではなく、「利用の方策を講じ、開発の方途を図らねばならぬ」と、「保存」と「利用」を両立させる保勝理念が明確に示され、「利用開発に関する事業」を分担する民間団体「風致協会」が、「当局の指導監督並に援助の下に執行せしめ、風致地区事業の促進を図るべきである」<sup>22)</sup>とされた。新しい用語「風致協会」が、2章で述べた新しい保勝会の構想の文脈上で、初めて使用されたのである。

そして1932年12月には、江戸川風致協会に社団法人設立の認可が下り、我国で最初の風致協会が誕生した。翌年2月の『都市公論』を通して、その設立は全国の都市計画関係者に向けて、すぐさま報告がなされた<sup>23)</sup>。

東京府では、1933年8月に指定された風致地区を加えた8つの風致地区全てで、何れも地元関係者の発起による風致協会が、順次、設立されていった(表2)。

(3)東京府の風致協会の特徴

1920年代後半に登場した「保存」と「利用」の両立という保勝理念は、1934年の第四回全国都市問題会議にて「観光保勝」と呼称されるに至った。この会議に併せて、保勝会及び1930年代初頭から組織され始めていた観光協会などの観光保勝団体の全国規模での実態調査が行われた。この調査の結果、「保勝会」、「観光協会」ではなく「風致協会」を名乗った東京府の風致協会は、「観光保勝」の理念に叶うとして抽出された他の組織と比べても、その名称のみでなく、都市計画法による風致地区の指定に伴える組織である点が、他にない特色であるとされた<sup>24)</sup>。

風致地区における観光保勝団体としては、東京府以上に風致地区を積極的に指定・運用していた京都府でも、風致地区指定後に、風致地区内の各景勝地を中心に保勝会の設立が相次いでいた(表3)。これらの保勝会は、京都市観光行政の協力機関として活動を展開したが、京都府の風致地区運営の方面からも、「風致地区の指定は全く

斯かる先駆的事業を宣伝し後援する意味に外ならぬのであり、今後は益々各保勝会と連絡協力して行かねばなりません」<sup>25)</sup>と、関係強化を叫ばれていた。

しかし、東京府の風致協会の場合は、東京府の風致地区の構想を著した文献<sup>26)</sup>で、風致行政の三本柱の一つに位置付けられ、その性格は「行政庁の指導監督の下に実質的に風致行政の補助機関たらしむ」<sup>26)</sup>とされていた。「後援」、「連絡協力」といった関係を構築するまでもなく、風致地区運営の内に包含されていたのである。

このような両者の差異は、「風致協会」の定款<sup>27)</sup>では、目的条項で保勝範囲を風致地区で規定し、最終的な目的に風致地区の機能の発揚を掲げるなど、会の存立基盤として風致地区制度があったのに対し、例えば京都府で最も活発な活動を行った嵐山保勝会規則<sup>28)</sup>においては、風致地区との関係を示す箇所がなく、風致地区制度に拘束されない規定であったという点に明確に表れている。また、嵐山保勝会が正会員を「遊覧客を目的として営業を為す者」とし、遊覧関係の事項を事業項目の上位に掲げたのに対し、「風致協会」は「風致地区内に土地、家屋を所有するもの又は居住するもの」を正会員とし、必ずしも遊覧客を対象としない「風致地区内土地の開発又は之か助成」を上位に掲げた点も同様である。つまり、風致地区制度が組織の活動内容を規定しているという点で、東京府の風致協会と他の観光保勝組織とは峻別された。

北村も、東京府の風致協会における風致地区制度との関係を、官による指導の綿密さとして捉え、「在来の保勝会、観光協会と其の点類を異にしている」<sup>29)</sup>と評価した。

表2 東京府の風致協会<sup>(4)</sup>

名称	設立許可年月
江戸川風致協会	1932年12月
石神井風致協会	1933年7月
洗足風致協会	1933年7月
大泉風致協会	1933年8月
和田堀風致協会	1933年8月
多摩川風致協会	1934年1月
善福寺風致協会	1934年10月
野方風致協会	1935年8月
田園調布風致協会 (多摩川風致協会からの分離)	1938年11月

表3 京都府の主な保勝会<sup>(6)</sup>

名称	設立年	活動目的
三尾保勝会	1932年8月	三尾地方の風致保存並開発
鴨橋保勝会	1933年6月	鴨川並木屋町筋の史蹟保存
大沢池景勝維持会	1933年1月	景勝大沢池の風致保存
嵐山保勝会	1934年3月	嵯峨地方の風致保存並開発
水尾清和会	1935年10月	水尾地方の風致保存並開発
木屋町会	1936年5月	鴨川並木屋町筋の風致保存

表4 「風致協会」定款と嵐山保勝会規則の抜粋

江戸川風致協会定款 <sup>27)</sup>	嵐山保勝会規則 <sup>28)</sup>
<p>本会は東京都計画法江戸川風致地区内における景勝を保存し風致地区の開発を促進しむるを以て目的とする。</p>	<p>本会並地方の景勝地等性を保存すると共に遊覧客の施設をなし、且つ地方の発展を図るを以て目的とし左の事業を行う</p>
<p>一 風致地区の景勝地と開発に關し調査研究をなし之が内容を記述すること 二 風致地区内土地の開発事業又は之か助成をなすこと 三 建築物又は工作物建設 土地に關する工事竹木植栽の採取等に関する種々な手続 指導に於て 四 動物及び植物の保存を為すこと 五 風致地帯に必要なる施設を為し來遊者の便宜を計ること 六 講演會 講習會 座談會等を開催すること 七 風致地帯並土地の開發に關し関係当局の顧問に於て建議をなすこと 八 其他該條の目的を達するに必要なりと認むる事項</p>	<p>一 景勝地等の調査 研究 保護に關すること 二 公園 遊園地遊歩道等半諸施設の整備並施設 三 遊覧客の便宜を計ること 四 遊覧の宣伝 五 景勝地内の建築物 工作物又は土地に關する工事竹木植栽の採取等に関する種々な手続 指導に於て 六 地方の繁榮發達に關する 七 營業者の統一整備 八 講演會 講習會 座談會等を開催すること 九 風致地帯並土地の開發に關し府市の顧問に於て建議をなすこと 十 其他該條の目的を達するに必要なる事項本会の目的に致したる適當の事業の補助並奨励</p>
<p>正会員は風致地区内土地 家屋を所有するもの又は居住するものに限る</p>	<p>正会員は遊覧業 旅館業 飲食業 名産品販売 遊覧組合 運搬業その他遊覧客を目的として營業を為す者</p>

つまり、用語「風致協会」は、名称としてだけでなく、その意味する内容にも新規性を有していたのである。  
(4)東京府による風致協会の全国的発信

水谷は風致協会設立当初から、「風致協会を基礎会員としたる帝都の聯合風致協会を設立し、風致協会の系統的体系を完成せしめることを希ふ」<sup>26)</sup>とし、連合組織の設立によって初めて風致協会が体系化され、その構想が完成するとしていた。実際には、1934年1月に各風致協会代表者と東京府の関係者が参加して開催された第一回東京府風致協会連盟協議会で連合組織の設立が検討事項とされ、検討期間を経て、1935年3月に東京府風致協会聯合会が設立された。会長に府知事、副会長は風致協会から、理事は府の職員と各風致協会役員が半々ずつ就任する官民合同の組織であり、機関誌『風致』の発行や講演会の開催等を通じ、指導・連絡機関として機能した。

そして、1930年代半ばまでに当初の構想を完成させた東京府の風致協会の理念や体制、実際の活動は、水谷らが雑誌に寄稿した論説や、書籍を通して、当初から全国の都市計画関係者に向けて発信されていた。

加えて、全国規模の会議での報告もたびたび行われた。1934年の第四回全国都市問題会議では、水谷が各風致協会の個別の活動内容にまで触れた報告<sup>31)</sup>を行ない、重ねて報告書には、風致協会に関する特別報告<sup>32)</sup>も掲載され、宣伝された。1937年には、5月の第一回公園緑地問題協議会、7月の第四回全国都市計画協議会で、連続して風致協会の活動が報告された。また、5月に開催された第一回全国都市美協議会では、水谷が風致協会も含む風致地区の計画に関する持論に関して、総括的な報告<sup>33)</sup>を行った。用語「風致協会」は、こうした機会を通して、全国の関係者に向けて直接的に伝えられていったのである。

#### 4. 用語「風致協会」の伝播の諸相

##### (1)用語「風致協会」の全国的な伝播

1933年に内務省次官通牒として風致地区決定標準が示されて以降、全国で指定が進み、1943年までに134都市553地区の風致地区が指定されるに至った。指定の進展にあわせて、各府県の風致地区担当者による風致地区運営の体系的な論説が数編発表されたが、その多くは、東京府で考案された「風致協会」という新しい用語を用いて、保勝会の設立に言及した(表5)。何れも、実際の設立事例の報告ではなく、理想として風致協会を論じているに過ぎなかったが、風致地区運営上の課題として保勝会の設立は定着し、併せて用語「風致協会」も全国的に伝播していたのである。しかしこの時機には風致協会と他の保勝会との質的差異については殆んど言及がなされず、奥中の差異の存在に否定的な言及が唯一であった。

表5 1930年代後半以降の「風致協会」構想に関する記述

1936年12月	奥中喜代一	風致地区に関する諸問題	都市研究33号
風致地区となった土地の地主、家主、住民皆それを誇りとして(中略)生まれたものに風致協会がある。(中略)今日でも各地に保勝会あり、主旨は好く似たもので全く新規な計画とは言われないが、地元市民の奮起に依り地元市民の手で風致保護のせらるる事は全く理想である。34)			
1938年4月	大田謙吉	風致地区の管理経営と(略)	公園緑地2巻4号
風致地区と密接不可分の関係を有するものよりなる協力団体(風致地区協会又は保勝会等)が造られて、常にその郷土計画に向かって、一致の歩調を辿り乍ら、相互に指導啓発して行く様に為されねばならぬ。35)			
1939年5月	山下鉄郎	風致地区に就て	区画整理5巻5号
地区関係者の全き理解のもとに風致協会若しくは保勝会を設立して自発的に維持経営をなすことは洵に望ましき事である。36)			
1941年5月	小坂立夫	横浜都市計画風致地区に就て	公園緑地5巻4号5号
風致地区の理想の運営の爲め各風致地区を単位として風致協会とも称すべき機関を設けたい。この機関を通じて、取締規則の適正なる運用或は地元との連絡、風致維持管理計画の実施等を行へば万事円滑に進展すると考えるのである。37)			

##### (2)東京府以外の府県での風致協会の設立事例

そして、1930年代半ば以降、東京府以外の府県で「風致協会」と名乗る組織が実際に設立され、極めて少数ではあったが、当時の都市計画、造園系の雑誌に東京府以外の風致協会の名が見られるようになった<sup>6)</sup>(表6)。以下に示すように、これらの風致協会の様相は、一様ではなかったのである。

##### 福岡県における風致協会の事例

福岡県都市計画課は、1934年度より県内の景勝地の選定・調査に着手し、更に「地許関係者を説いて景勝地を社会に宣伝し、保存する団体の設立を急がしめ」<sup>38)</sup>た。その結果として、船小屋上長田風致協会と原鶴風致協会が組織された<sup>8)</sup>。県の内規「景勝開発奨励規程」<sup>39)</sup>では、景勝開発奨励補助の交付対象を「市町村、市町村組合又は風致協会等」とし、「風致協会と称するは別に定むる風致協会定款例に準し設立したる協会を謂う」と定めていた。つまり、福岡県での用語「風致協会」は、恣意的ではなく、県の景勝開発構想に基づいた名称として伝播したが、両協会の対象とする地区は都市計画区域外であり、その両協会の設立は、風致地区制度との関係はなかった。

##### 愛知県における風致協会の事例

愛知県名古屋市で、1936年5月13日に設立された八事風致協会は、丘陵地の風致を生かした住宅地造成を目的とした八事耕地整理組合(1923年設立)と南山耕地整理組合(1925年設立)の両組合の関係者が事業終了後に「高級住宅地の助成と、破壊されんとする風致の保護」<sup>40)</sup>を目的に合同した完全な民間団体であった。その設立時には、八事地方は勿論、名古屋市内の風致地区は未だ検討段階で、指定の目処は立っていなかった。

しかし、会長の高松定一(元南山耕地整理組合長)が名古屋商工会議所の商業部長の要職にあったのを初め、推進者に商工会議所関係者を揃えた八事風致協会は、文献<sup>41)</sup>に見るように、八事・覚王山一円の風致地区の設定と「自治的風致協会の如きもの」<sup>41)</sup>の設立という構想を有していた商工会議所によって設立された風致地区指定運動の母体であった。つまり、用語「風致協会」は、風致地区制度との関係を変化させて、伝播したのである。

宮城県における風致協会の事例

宮城県では、「市内八風致区(略)にそれぞれ風致協会を置きこれを統制する仙台風致協会の設立を目論」<sup>42)</sup>んでいた仙台市の指導で、風致協会が設立された。

仙台市内では1935年10月に8ヶ所の風致地区が指定されたが、仙台市は各風致地区において、地元関係者による風致協会の設立を勧奨し、非公式の交渉を行った。その結果、先ず1936年7月に、国分寺風致地区にて、風致協会設立の準備が整い、10月17日に設立された。理事には地元関係者が名を連ね、その中から主唱者でもあった風致地区の中樞をなす陸奥国分寺の住職村山正栄が会長に選出された。顧問には地区内に校舎を有する吉田高等女学校の校長らの他、風致協会構想を推進した仙台市の助役、都市計画課長らが就き、指導体制を備えた。

仙台市による上記の風致協会構想は、市勢振興を目的に市長の諮問機関として設置された市勢振興調査委員会が1936年10月に提出した答申書の中で、「各風致地区に風致協会の設立を奨励し、相当助成の上施設をなさんしめ公園化すること」<sup>43)</sup>が盛り込まれたことで、市の公式の検討事項となった。また、翌年5月の第一回全国都市美協議会では、仙台の都市美運動として、風致協会構想を全国に報告した<sup>44)</sup>。そして国分寺風致地区以外の地区での風致協会設立も視野に入れた、風致協会への助成規程の制定も検討されたが<sup>45)</sup>、結局、他地区で風致協会が設立されることはなかった。しかし、例えば1939年には

仙台観光協会の事業方針に残りの風致地区での「風致協会」設立促進が盛り込まれ<sup>46)</sup>、1941年にも「他の地区でも是等の団体(注:「風致協会」)を結成さるる等相共に風致地区愛護に御協力を望みます」<sup>47)</sup>と広報がなされるなど、風致協会の構想自体は維持され続けたのである。

このように仙台市では、実際の設立は僅か一協会に留まったが、用語「風致協会」は、風致地区制度による活動内容の規定性も含めて、伝播したのである。

石川県における風致協会の事例

石川県では、二つの風致地区に風致協会が設立された。

1931年の大火後の復興計画以降、全町公園化を目標に温泉街の整備を進めていた山中町では、1939年3月18日に、山中風致地区の指定に合わせて、県の指導で、「全国に名声高い山中温泉の風致を維持保護し施設の指導助成をはかるべく」<sup>48)</sup>山中温泉風致協会が設立された。会長に町長、副会長に市助役と温泉協会組合長、理事には町会議員その他、温泉組合関係者や名産の漆器業関係者が名を連ねた、官民合同の組織であった。

翌1940年の10月20日には、金沢市で唯一の風致地区卯辰山で、その風致保全・開発を進めていた卯辰山植樹会(1934年設立)と卯辰山振興会(1938年設立、前身の卯辰山保勝会は1934年設立)とが、金沢市の主導で合同し、卯辰山風致協会が設立された。会長に市長、副会長に市助役と卯辰山振興会会長が就き、理事長には市都市計画課長、理事には地元関係者が名を連ね、更に、顧問

表6 戦前期に東京府以外の府県で設立された「風致協会」の事例(府県は設立年月日順)

県	福岡県水田村・古川村・東山村	福岡県久喜宮村・志破村	愛知県名古屋市	宮城県仙台市	石川県山中町	石川県金沢市	静岡県熱海市
抽出元	-	造園雑誌 3(3), p.311-39	公園緑地1(3), p.18-40	都市美協議会(1937), 『現代の都市美』, p.435-44	都府庁石川町委員会 会第14回議事録	公園緑地4(11), p41	公園緑地4(10), p14
名称	船小屋上長田風致協会	原鶴風致協会	八事風致協会	国分寺風致協会	山中温泉風致協会	卯辰山風致協会	熱海市風致協会
設立	1934年5月頃	1935年頃	1936年5月12日	1936年10月17日	1939年3月18日	1940年11月18日	1939年末~1940年頃
風致地区指定	指定なし (保善寺地又は矢部川(南筑橋-松原堰)松原川(白岩倉一帯))	指定なし	1939年2月24日 東山風致地区 萩山風致地区	1934年12月3日 国分寺風致地区	1939年5月18日 山中風致地区	1937年5月5日 卯辰山風致地区	1937年4月26日 熱海風致地区 伊豆山風致地区、泉風致地区
目的	「笹の保護と風致の保存」		「高級住宅地の助成と風致の保護」	「風致地区内に於ける史蹟及び景趣を保護開発し風致地の機能を發揚せしめる」	「風致を維持保護し施設の指導助成をはかる」	「市民の健康地卯辰山の拡充をはかる」	「風致地区、緑地帯の保存と保護」
事業項目	不明	不明 昭和9年度の福岡県の景勝開発奨励助成費による事業は、「ハイキングコース新設」と「河川敷長芝工事」	・風致地区指定の要望 ・禁煙区の設定 ・甘藷園、苺園、菖蒲園、苗圃 ・広告、ポスターの取締り ・築物、土地工事に対する助言指導	一 風致地区内における史蹟及び景趣維持開発に必要な施設をなすこと 二 史蹟及風致に関する講演、談話会を開催すること 三 建築物又は工作物の建設、土地に関する工事、竹木、土石の類の採取等に関する相談に応じ又は助言、指導をなすこと 四 史蹟及び風致維持並開発に関し関係当局の諮問に応じ又は建議をなすこと	不明	一 風致地区の保護並に開発に関し調査研究を為し之が計画を樹立すること 二 風致維持上必要な施設を為し来遊者の便を図ること 三 地区内行為に関する種々に応じ又は助言指導を為すこと 四 風致維持並に土地の開発に関し関係当局の諮問に応じ又は建議を為すこと 五 植物及び動物の保育を為すこと 六 其の他前条の目的を達するに必要ありと認むる事項	一 風致地区の土地の添景的開発施設又は風致を加味せる生産的(ママ) 二 風致維持上支障なく来遊者の便宜又は健康施設 三 風致地区、指定趣旨の普及並に熱海市発展改善に必要な調査研究並び各種会合を為し県当局の諮問に応じ又は建議し一般民衆の指導助成 四 名勝、旧跡の修繕及び保存改善並に風致木花卉等の種苗配布又は動物の保育
役員構成	【会長】樋口直俊(船小屋釣泉組合組合長)	不明	【会長】高松定一(商工業議所商業部長・元耕井地整理組合組合長)【常務理事】三浦一、芝山乙彦【理事】豊田喜一郎他13名	【会長】村山正栄(陸奥国分寺住職)【副会長】目黒文吉【理事】芳賀長人他【顧問】高橋林造(仙台市助役)、工藤仙太郎、松本源吉、金山浩牛、津田康吉(仙台市都市計画課長)	【会長】越後兼松(町長)【副会長】瀧本一作(町助役)、中曾根治郎(温泉組合長)【理事】松浦重蔵他、町会議員及び地元温泉組合関係者、漆器業関係者計15名	【会長】瀧外茂吉(市長)【副会長】尾戸次作(助役)中宮茂吉(卯辰山振興会会長)【理事長】国友孝(金沢市都市計画課長)【理事】笠間金次郎他地元住民【顧問】奥知事、奥総務部長、経済部長、警察部長、商工会議所会頭、県議会議長、副議長、北国毎日新聞社社長他【権限】県計画課長他【幹事】県都市計画地方委員会関係者他	【会長】樋口修次(熱海市長)
設立関係記事	『福岡日日新聞』1934年5月20日	『九州日報』1935年3月28日(但し、原鶴・杷木町地区合同の協会の発想)	『大阪毎日新聞(名古屋版)』1936年5月9日、5月13日 『名古屋新聞』1936年5月13日	『河北新報』1936年7月30日、9月2日、9月5日、9月21日、10月19日 『仙台市公報』38号、40号	『北国新聞』1939年3月20日	『北国毎日新聞』1940年10月20日、11月10日、11月19日	『熱海新聞』1939年8月19日、8月20日、9月6日、10月6日、11月10日 『静岡新報』1939年8月19日

本表は、上記抽出先、設立関係記事より作成した。

に県知事や商工会議所会頭、市議会議長、新聞社長、  
県の関係部長、相談役に県の関係課長、幹事に都市計画  
地方委員会技師や市都市計画課吏員が名を連ねた。

このように、石川県でも用語「風致協会」は、風致地  
区制度による活動内容の規定性も含めて伝播していた。

#### 静岡県における風致協会の事例

静岡県では、1939年8月に景勝地の保護開発団体の  
連絡組織として静岡県景勝地協会が設立されたが、熱海  
市ではこれに合わせて「観光泉都の声明である風致を保  
護し生産を加味した新風致を設置しよう」<sup>49)</sup>との掛け声  
で、熱海市風致協会が設立された。風致地区及び緑地地  
帯の保存と保護を目的とした、会長に市長を推し、会員  
には地元の観光関係者を予定した官民合同の組織であっ  
た。つまり、用語「風致協会」は、風致地区制度による  
活動内容の規定性も含めて、伝播していたのである。

#### 5. 結び

以上、1920年代後半の「開発」と「保存」を両立させ  
るという新しい保勝理念の登場を背景に、風致地区での  
保勝会構想が生成し、東京府におけるその構想の実現過  
程の中で、風致地区制度に活動を規定される新しい保勝  
会という意味を含意した「風致協会」という用語が生成  
したこと、その用語が1930年代半ばには、東京府以外  
の府県での風致地区の運用論の中に定着し、それが論に  
留まらず実際の協会名として使用されたことを明らかに  
し、風致協会の伝播の構図を用語面から確認した。

しかし、最後に提示した「～風致協会」の諸事例の中  
には、福岡県の事例のように風致地区制度とは関係のな  
い風致協会の設立や愛知県的事例のように風致地区制度  
との関係を変容させた風致協会が見られた。また、風致  
地区制度による活動内容の規定性も含めて伝播した事例  
に関しても、それらの風致協会の目的、事業項目、役員  
構成は決して同一ではなく、むしろ全て異なっていた。  
つまり、風致協会の活動の質的内容や方向性、方法の伝  
播については、用語「風致協会」の伝播とは全く別の構  
図が存在する可能性を、これらの事例は強く示している。

本研究は「財団法人 日本生命財団」からの研究助成を頂いた成果の  
一部分である。記して謝意を表したい。

#### 補注

- (1)東京府の「風致協会」設立の背景については、文献2)が北村徳太郎の論説や水谷駿一の活躍に言及しているが、当時の保勝理念にまでは踏み込めていない。また、東京府以外の府県での風致協会については、1943年までに全国134都市で計553地区もの指定をみた風致地区全てを対象とした、風致協会や類似の組織の設立や活動実態の悉皆的な把握は、その多くが任意団体であるがゆえに困難であり、当時においてもその種の調査が行われた形跡もない。現在、個別・断片的にであれば、名古屋市の八事風致協会に関しては、名古屋都市計画局他(1999)、「名古屋都市計画史」,p.130,財団法人名古屋都市センターや堀田(2000)「山林都市(林間都市)八事丘陵地の住宅地開発」,片木篤他,「近代日本の郊外住宅地」,pp.225-240,鹿島出版会に、また、仙台市の国分寺風致協会に関しては、仙台市開発局計画部臨市計画課(1988)「仙台都市計画史」,p.142に言及があり、僅かに知られている。しかし、その記述の水準から判断するに、これらの風致協会に関しても、十分な資料の収集の上でその実態が明らかにされているとは言い難い。
- (2)本稿では、以降「風致協会」と表記するときは、用語そのものを指すことにする。

- (3)「風致地区の指定は(中略)今日愈々緊要なるとする制度なるも其の指定の先例余りに乏しく従って今日標準乃至至準則を樹つるに時期尚早の嫌あるも然れ共如何に取扱ひに就て大方の賛同を受けること多し」13)という状況であった。
- (4)東京府で設立された「風致協会」の定款は、何れの協会もほぼ同一であった。
- (5)文献30)掲載の観光事業団体のうち、1930年以降に設立された会員組織の団体、戦前期の京都の風致地区は、主に東山・北山の山麓の帯及び鴨川に沿って指定されたが、これらの保勝会の対象区域は何れもこの風致地区の範囲に包含されている。
- (6)1930年代以降の「都市公論」、「公園緑地」、「公園緑地」、「庭園と風景」に掲載された風致協会は、原鶴風致協会、八事風致協会、卯辰山風致協会、熱海市風致協会の4つであった。これに加えて、都市美協会関係資料中で言及されていた国分寺風致協会、東京市政調査会都市問題専門図書館所蔵の都市計画地方委員会議事録の悉皆的検索から中山温泉風致協会に関する記述を見出した。各「風致協会」に関して設立時の新聞記事等を中心に資料を収集した。その過程で、上長田船小屋風致協会の設立関係記事を見出し、表に追加した。

#### 参考・引用文献

- 1)種田守孝他(1989)、「戦前期における風致地区の概念に関する研究」,造園誌,誌52(5),pp.300-305,日本造園学会
- 2)中島真人他(2000)、「善福寺風致協会の活動の変遷についての研究」,都市計画論文集35,pp.37-42,日本都市計画学会
- 3)越沢明(1991)、「東京の都市計画」,pp.149-154,岩波書店
- 4)越沢明(1988)、「公園緑地計画の展開と近代日本都市計画」,都市計画173,pp.229-234,日本都市計画学会
- 5)平野侃三(1995)、「北村徳太郎の業績と歴史的意義」,北村徳太郎生誕百年記念事業委員会編,「北村徳太郎公園緑地論集」,pp.3-17,日本公園緑地協会
- 6)平野侃三(1994)、「風致地区制度の考察」,環境と公害23(4),pp.7-11,岩波書店
- 7)西村幸夫(1993)、「史蹟保存の理念的枠組みの成立」,歴史的環境,概念の生成史その4」,日本建築学会論文集452,pp.177-186,日本建築学会
- 8)保勝会(1929)、「保勝会一覧」,保勝会
- 9)檀原愁之介(1929)、「保勝会誌」,名勝の日本2(5),pp.27-33,日本保勝協会
- 10)上原敬二(1926)、「保勝会の組織と事業」,造園学雑誌2巻7号,pp.1-2,日本造園学会
- 11)(1921)、「保勝会保存会等の指導」,史蹟名勝天然記念物4巻6号,史蹟名勝天然記念物協会
- 12)田村剛(1927)、「風景地の計画と経営(第八講)」,庭園と風景9(12),日本庭園協会
- 13)北村徳太郎(1927)、「都市ノ風致ニ就テ」,其ノ一「風致地区ニ就テ」,都市計画参考資料11,内務省大臣官房都市計画課
- 14)吉村巖(1928)、「景勝地経営論 - 序説」,造園芸術,pp.36-37,日本造園学会
- 15)(1927)、「日本保勝協会趣意書及会則」,日本保勝協会
- 16)北村徳太郎(1930)、「保勝協会の事業と定款例」,都市公論13(7),pp.125-129,都市研究会
- 17)山縣台郎(1930)、「湘南地方計画と風致開発策」,都市公論,pp.5-15,13(7),都市研究会
- 18)関口勳(1930)、「京都都市計画風致地区に就て」,都市公論13(7),pp.107-117,都市研究会
- 19)都市計画東京地方委員会(1930)、「都市計画東京地方委員会議事録第二号」,都市計画東京地方委員会
- 20)西村輝一(1932)、「東京に於ける風致地区の維持改善に就て」,都市公論15(2),pp.20-26,都市研究会
- 21)水谷駿一(1936)、「愧しき半生」,景園1,p.13,景園倶楽部
- 22)水谷駿一(1932)、「風致地区の維持に就て」,庭園と風景14(11),pp.24-27,日本庭園協会
- 23)小栗忠七(1933)、「風致協会の設立に就て」,都市公論16(2),pp.59-60,都市研究会
- 24)(1934)、「豊地保勝会(保勝会)全国都市問題会議編」,全国都市問題会議第四回総会 第六冊,pp.213-238,全国都市問題会議事務局
- 25)京都府土木部(1934)、「風致地区に就て」,京都府土木部
- 26)水谷駿一(1934)、「帝都に於ける風致地区に就て」,都市計画風致地区改善叢書第四号,東京府
- 27)(1935)、「風致協会の現況」,都市計画風致地区改善叢書第五号,東京府
- 28)嵐山保勝会編(1936)、「観光の嵐山」,嵐山保勝会
- 29)北村徳太郎(1934)、「社団法人風致協会の設立」,造園誌,pp.80-82,日本造園学会
- 30)京都市産業部(昭和三十八年)「京都市観光事業要覧」(昭和三十八年度版),p.10,京都市
- 31)水谷駿一(1934)、「帝都の風致地区に就て」,全国都市問題会議編「全国都市問題会議第四回総会 第七冊」,pp.345-353,全国都市問題会議事務局
- 32)金子源一郎(1934)、「都市計画風致地区並に社団法人風致協会とその事業一斑」,全国都市問題会議編「全国都市問題会議第四回総会 第二冊」,pp.347-370,全国都市問題会議事務局
- 33)水谷駿一(1937)、「都市計画風致地区に就て」,都市美協会編,「現代之都市美」,pp.103-131,都市美協会
- 34)奥中喜代(1936)、「風致地区に関する諸問題」,都市研究33,pp.30-42,兵庫県都市研究会
- 35)太田謙吉(1938)、「風致地区の管理経営と風景地開発助成規程との関係に就て」,公園緑地12(4),pp.25-30,日本公園緑地協会
- 36)山下鉄郎(1939)、「風致地区に就て」,区画整理5(5),pp.59-67,土地区画整理研究会
- 37)小坂立夫(1941)、「横浜都市計画風致地区に就て」,公園緑地5(4-5),pp.27-36,日本公園緑地協会
- 38)(1935)、「景勝地保存団体に県より奨励金」,福岡日日新聞4月3日,福岡日日新聞社
- 39)都市計画福岡地方委員会(1936)、「景勝地奨励奨励」,造園誌3(3),p.311,日本造園学会
- 40)(1937)、「八事風致協会」,公園緑地1(3),p.18,日本公園緑地協会
- 41)(1936)、「八事・寛玉山一円に風致地区の設定に就て」,名古屋商工会議所月報328,名古屋商工会議所
- 42)(1936)、「他地区に一足先国分寺風致協会」,河北新報9月2日,河北新報社
- 43)仙台市(1936)、「市勢振興調査会報告書」,p.182,仙台市
- 44)渋谷徳三郎(1937)、「仙台都市美運動の現況」,都市美協会編,「現代之都市美」,pp.435-436,都市美協会
- 45)(1936)、「風致協会へ補助来年度から実現か」,河北新報11月2日,河北新報社
- 46)(1939)、「名勝社都へ実現へ」,河北新報9月3日,河北新報社
- 47)(1941)、「都市計画風致地区愛護について」,仙台市公報149,p.3,仙台市
- 48)(1939)、「山中温泉風致協会組織」,北国新聞3月20日,北国新聞社
- 49)(1939)、「風致協会堅実なる発会へ」,熱海新聞8月20日,熱海新聞社